

横浜市公告第158号

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定に基づき、その届出及び添付書類をこの公告の日から4か月間一般の縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4か月以内に、横浜市長に対し、意見書を提出することができる。

令和3年3月25日

横浜市長 林 文子

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ヨークフーズ戸塚深谷町店
戸塚区深谷町字西之脇 1,200 番地の1

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社ヨーク
代表取締役 大竹正人
東京都江東区青海2丁目5番10号

(3) 変更した事項

変更した事項	変更前	変更後
大規模小売店舗の名称及び所在地	(仮称) ヨークマー ト戸塚深谷町店 戸塚区深谷町字西之 脇 1,200 番地の1	ヨークフーズ戸塚深 谷町店 戸塚区深谷町字西之 脇 1,200 番地の1
大規模小売店舗を 設置する者の氏名 又は名称及び住所 並びに法人にあっ ては代表者の氏名	株式会社ヨークマー ト 代表取締役 大竹正人 東京都千代田区二番 町8番地の8	株式会社ヨーク 代表取締役 大竹正人 東京都江東区青海2 丁目5番10号
大規模小売店舗に おいて小売業を行 う者の氏名又は名 称及び住所並びに 法人にあっては代 表者の氏名	株式会社ヨークマー ト 代表取締役 大竹正人 東京都千代田区二番 町8番地の8	株式会社ヨーク 代表取締役 大竹正人 東京都江東区青海2 丁目5番10号

- (4) 変更の年月日
令和2年6月1日ほか
- (5) 変更した理由
店舗名称変更のため ほか
- 2 届出年月日
令和3年3月5日
- 3 縦覧場所
中区本町6丁目50番地の10
横浜市経済局市民経済労働部商業振興課